Ⅴ　生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

１　生活保護

（１）生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

生活保護は、資産や働く能力等、すべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、山武郡管内の九十九里町、芝山町、横芝光町について、生活保護の実施機関として業務を行っている。

（２）管内の保護動向

ア　被保護世帯・人員・保護率

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い政府が実施した経済支援により、被保護世帯・被保護人員ともに減少傾向にあったが、令和 3 年度以降、概ね横ばいを推移している。

表１－（２）－ア　過去３年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年　度	管内人口（人）	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）	保護率（‰(ﾊﾟｰﾐﾙ)）
令和 5 年度	41,531	475	559	13.5
令和 6 年度	40,727	484	570	14.0
令和 7 年度	39,780	469	546	13.7
伸び率（７／６）％	97.7	96.9	95.8	97.9

※１　管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※２　被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ　被保護世帯の類型

令和 7 年度平均の被保護世帯の類型別構成比は、高齢者世帯 66.5%（312 世帯)、傷病・障害者世帯 21.3%（100 世帯)、母子世帯 1.3%（6 世帯)、その他世帯 10.9%（51 世帯）となっており、高齢者世帯が被保護世帯の過半数を占めている。

なお、単身世帯の構成比は 86.4%と大半を占めている。

表１－（２）－イ　被保護世帯類型の年度別推移

年　　度			5 年度	6 年度	7 年度	伸び率 (7/6)
合　　計		世帯(世帯)	473	484	469	97.0
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	283	293	290	99.0
		割合(%)	59.8	60.5	61.8	－
	傷病・障害	世帯(世帯)	86	89	84	94.4
		割合(%)	18.2	18.4	17.9	－
	その他	世帯(世帯)	34	31	31	100
		割合(%)	7.2	6.4	6.6	－
	小　計	世帯(世帯)	403	413	405	98.1
		割合(%)	85.2	85.3	86.4	－
2人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	32	28	22	78.6
		割合(%)	6.8	5.8	4.7	－
	母　子	世帯(世帯)	6	6	6	100
		割合(%)	1.3	1.3	1.3	－
	傷病・障害	世帯(世帯)	14	17	16	94.1
		割合(%)	3.0	3.5	3.4	－
	その他	世帯(世帯)	18	20	20	100
		割合(%)	3.8	4.1	4.3	－
	小　計	世帯(世帯)	70	71	64	90.1
		割合(%)	14.8	14.7	13.6	－

※1　被保護者調査による年度平均値

ウ　保護開始及び廃止の状況

すべての区分において 10%を上回り減少している。

表 1－（２）－ウ　保護の開始・廃止等の年度別推移

区　　分	年　度　別　推　移		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
面接・相談件数(件)	133	119	99
申　請　件　数(件)	117	100	84
開　始　件　数(件)	93	86	72
廃　止　件　数(件)	76	97	56

（３）実施体制及び訪問活動

令和７年度は査察指導員１人、現業員８人、合計９人による実施体制であった。

被保護世帯数 472 世帯に対し、延べ 903 日、2,660 件の訪問を行った。

現業員一人あたりの月間実績は、訪問日数 9.4 日、訪問件数 27.7 件である。

表１－（３）　福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年度	被保護世帯数（実数）4.1現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問延件数		訪問延日数	地区担当員数過去一年間の延	地区担当員１人月間当たり訪問の実績	
					現員							
		標準数 人	現員 人	標準数 人	専任面接員 人	地区担当員 人	計画 件	実績A 件	実績B 日	C 人	A／C 訪問件数 件	B／C 訪問日数 日
5年度	458	1	1	7	0	8	2,031	3,060	851	94	32.6	9.1
6年度	462	1	1	7	0	8	1,875	2,963	952	96	30.9	9.9
7年度	472	1	1	7	0	8	2,044	2,660	903	96	27.7	9.4

（４）生活保護費の支出状況

令和 7 年度の生活保護費の支出額は、被保護世帯の減少に伴って 6.5%減少し、364,612,021 円となり、前年度（390,001,295 円）と比較すると 25,389,274 円減少した。

支出した保護費のうち、生活扶助費・住宅扶助費の合計額は 337,843,579 円と全体の 92.66%を占めている。

内訳としては、生活扶助費が 14,978,776 円、住宅扶助費が 10,578,219 円、介護扶助費が 89,527 円、葬祭扶助費が 1,260,972 円、就労自立給付金が 133,522 円、進学・就職準備給付金が 400,000 円減少した。一方、教育扶助費が 39,951 円、医療扶助費が 424,601 円、生業扶助費が 171,173 円、施設事務費が 1,016,647 円、委託事務費が 399,370 円増加した。

表１－（４）　令和 7 年度生活保護費の支出状況

区　　分	支　出　額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	236,145,683	64.77	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	101,697,896	27.89	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	1,514,752	0.42	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	76,350	0.02	介護費・福祉用具費
医療扶助費	5,323,332	1.46	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0.00	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	899,633	0.25	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	4,160,728	1.14	葬祭費・検案料・火葬費用
小　　計	349,818,374	95.95	
就労自立給付金	210,255	0.05	就労自立者に対する給付金
進学・就職準備給	0	0.00	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	13,961,112	3.83	救護施設事務費
委託事務費	622,280	0.17	
合　　計	364,612,021	100.00	

２　中国残留邦人等に対する支援給付

（１）支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成 20 年 4 月 1 日から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなおかつ生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

（２）管内の給付状況

ア　被給付世帯数・人員

被給付世帯及び被給付者について、過去 3 年間なし。

表２－（２）－ア　過去 3 年間の被給付世帯・人員の推移

区　分	年　度　別　推　移		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
世帯数（世帯）	0	0	0
人　員（人）	0	0	0

※１　福祉行政報告例による年度平均値

イ　支援給付開始及び廃止の状況

支援給付開始及び廃止とも過去 3 年間なし。

表２－（２）－イ　支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区　分		年　度　別　推　移		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開始	世帯数（世帯）	0	0	0
	人　員（人）	0	0	0
廃止	世帯数（世帯）	0	0	0
	人　員（人）	0	0	0

（３）支援給付金の支出状況

支出状況について、生活支援給付金の支出はなし。

表２－（３）　令和７年度支援給付金の支出状況

区　　分	支　出　額 円	構成比 ％	扶助費の主な内容
生活支援給付	0	0	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	0	0	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	0	0	介護費・福祉用具費
医療支援給付	0	0	検診料・移送費等
出産支援給付	0	0	分娩料･衛生材料費
生業支援給付	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	0	0	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	0	0	特定配偶者に支援給付に加え支給
合　　計	0	0	

３　生活困窮者住居確保給付金

（１）給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

（２）管内の給付状況

ア　給付世帯数

新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、令和 2 年度の給付世帯数は 25 世帯あったが、経済活動が正常化したことによって給付世帯数は減少し、令和 6 年度以降に給付した世帯はない。

表３－（２）－ア　過去３年間の被給付世帯の推移

区　分	年　　度　　別　　推　　移		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
世帯数（世帯）	4	0	0